

政令番号81 キノリン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成25年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県						3.1E+3	3,100.0	3,100.0
8	茨城県	2.1E+0			2.1				2.1
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					4.5E+1	1.8E+2	225.0	225.0
12	千葉県	1.4E+0			1.4				1.4
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県						3.0E+3	3,000.0	3,000.0
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府						4.3E+3	4,300.0	4,300.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県	1.0E-1			0.1				0.1
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	4.0E-1			0.4				0.4
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	1.0E+2			100.0				100.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	9.0E-1			0.9				0.9
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		1.0E+2			104.9	4.5E+1	1.1E+4	10,625.0	10,729.9

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。